

## ～ 子ども医療費助成について ～

小浜市では、子育ての経済的負担を軽減することと、子どもの健康福祉の増進に寄与することを目的に「小浜市子ども医療費助成事業」を実施しています。平成30年4月より窓口でのお支払いが不要になりました。（ただし、自己負担金は除く）

※お子様の誕生日から受給者証がお手元に届くまでお時間が掛かります。受給者証がない期間の診療につきましては、領収書とご印鑑をご持参の上、子ども未来課窓口までお越しください。

### <対象者および受給者証の有効期間>

対象者	有効期間
0～15歳の全員	・15歳になった後の年度末まで有効 (中学校第3学年の3月31日まで) ※他の医療費助成を受けている場合は対象外になります。

### <助成範囲>

年齢	助成範囲
0～6歳(小学校就学前)	○健康保険が適用される医療費を全額助成
7～15歳(小・中学生)	○健康保険が適用される医療費のうち以下の額を控除した額 ・入院の場合 500円/日(上限4,000円/月) ・入院外の場合 1医療機関につき500円/月 ※総合病院の場合、歯科は別で計算をします。 薬局の場合、健康保険が適用される医療費は全額助成

### <医療費助成の仕組み>

○県内での診療の場合、医療機関にて受給者証に記載してある自己負担金をお支払いください。  
県外での診療の場合は、医療機関にて医療費を一旦お支払いください。

福井県内での診療	・医療機関受診時に <b>健康保険証と一緒に「受給者証」</b> を必ず提示してください。(病院から処方箋が出た場合、薬局でも提示ください)
診療時、受給者証を提示されなかった場合	・医療機関発行の「領収証」と、受給者証、認印をご持参のうえ、市役所1階子ども未来課窓口で、 <b>申請手続き</b> をしてください。 ※診療日から2年を経過すると助成対象とはなりません。
福井県外での診療	・毎月10日に締め切り、月末に指定された口座に助成金を振り込みます。

### <医療費助成と他の給付が重複するとき>

高額療養費 (社会保険法で規定) 付加給付(健康保険組合) 災害給付金 (スポーツ振興センター)	・左記の給付を受けた場合、その額を除いての助成となります。 ・左記の給付と小浜市医療費助成が重複してしまった場合、 <b>該当額を翌月以降の助成額と相殺するか、返納</b> して頂きます。
--	---

### <医療機関発行の「領収書」について>

保険適用分かどうか判断出来る領収書でなければ受付できません。

(注:領収印のないものや、金額しか記載されていないレシートでは受付できません。)

**「健康保険」や「振込口座」、「住所」などに変更があった時は、必ず届け出をしてください。  
変更の届け出が無い場合、適切な助成が受けられないことがあります。**

<お問合せ先> 小浜市役所1階 子ども未来課 TEL 直通 64-6013、代表 53-1111(内線)187